

## 鳥羽市宿泊施設美観整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥羽市観光まちづくり基金条例（令和7年条例第32号）に基づき、宿泊税を財源として、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくり施策の推進を図ることを目的に、市内宿泊施設の外観及び機能を整備する宿泊事業者に対し鳥羽市宿泊施設美観整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定する旅館業（同法第4項に規定する下宿営業を除く。）又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に規定する住宅宿泊事業の経営者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において宿泊施設を運営する宿泊事業者であること。
- (2) 鳥羽市宿泊税条例（令和7年条例第17号）に規定する宿泊税の特別徴収義務者の指定を受けていること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 鳥羽市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）に規定する暴力団、暴力団員及びその関係者に該当していないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、宿泊者の利用に供される宿泊施設において実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建物の外観（外壁、屋根、看板、照明等）の修繕又は改修に関する事業
- (2) 客室、玄関、ロビー、廊下その他宿泊者の利用に供される共用部分の機能向上に資する改修事業
- (3) バリアフリー化、省エネルギー化、省力化その他宿泊者の利便性又は安全性の向上に資する設備整備事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が宿泊者の満足度向上に資すると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、実施する事業が景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項及び鳥羽市景観条例（令和2年条例第1号）第8条に規定する行為に該当する場合は、当該規定に基づく届出が適正に行われているものとする。

3 補助対象事業は、伊勢志摩国立公園内で実施されることに鑑み、鳥羽市景観計画に定める景観形成基準を踏まえ、自然景観及び周辺環境との調和に十分配慮するとともに、宿泊者にとって魅力ある景観の形成及び地域のまちなみの向上に資するよう実施するものとする。

4 補助対象事業を実施しようとする者は、鳥羽市景観計画に定める景観形成基準との整合を図るため、あらかじめ建設課まちづくり整備室の助言又は指導を受けるよう努めるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、前条に規定する事業の実施に直接要する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事請負費及び修繕費
- (2) 設備、機器又は備品の購入費及び設置費
- (3) 設計費、工事監理費その他当該事業の実施に直接必要な経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、当該経費について国、県その他の団体から補助金その他これに類する交付金等の交付を受ける場合は、当該交付額を控除した額を補助対象経費とする。

3 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 通常の維持管理又は運営に要する経費
- (2) 消耗品費
- (3) 宿泊者の利用に供されない部分に係る経費
- (4) その他補助対象として不相当であると市長が認める経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる区分に応じた補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 補助対象経費のうち200万円以内の部分 10分の10
- (2) 補助対象経費のうち200万円を超える部分 2分の1

2 補助金の上限額は、300万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 補助事業に係る見積書等の写し
- (4) 市税の完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 補助事業の経費に係る領収書等の写し
- (4) 補助事業の実施結果が確認できる写真等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(財産管理)

第9条 補助金の交付を受けて整備した施設又は設備については、適正に管理するとともに、補助金の目的に反する使用をしてはならない。

(交付回数)

第10条 補助金の交付は同一宿泊施設につき同一年度1回とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。